

国営造成施設水利管理事業（公共）

【411（411）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業で造成された施設に係る水利権の更新、変更協議に必要な調査等を行います。

<背景／課題>

- ・国営土地改良事業の完了地区において、国営造成施設に係る河川法第23条の流水占用の許可の内容（水利権）に著しい変更が生じた地区については、緊急に河川管理者との協議を了する必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>

河川管理者との協議のために、水利使用基礎諸元の調査（単位用水量、還元率等）、使用水量の算出（水利現況、水利使用計画等）、河川流量と使用水量等の関係を明らかにする調査（水源計画、用水計画等）等を行います。

〔国費率：10／10〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-3083）]